

平成22年度中学生の 「税についての作文」受賞作品が決定

国税庁・全国納税貯蓄組合連合会では、未来を担う中学生に対し、税についての関心を持ち、正しく理解してもらうため、「税についての作文」を毎年募集しています。平成22年度は町内239編の応募の中から、次の8人が受賞しました。おめでとうございます。

帯広税務署長賞

『「税」に対しての思い』（札内東中学校3年 杉山亜夏莉）

帯広地区納税貯蓄組合連合会会長賞

『税の必要性』（札内中学校3年 土橋永暉）

幕別町長賞

『これからのためには』（幕別中学校3年 折笠亜由美）

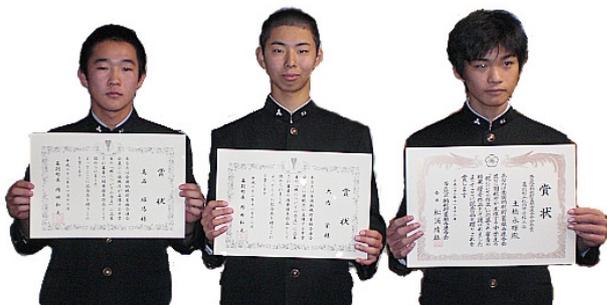
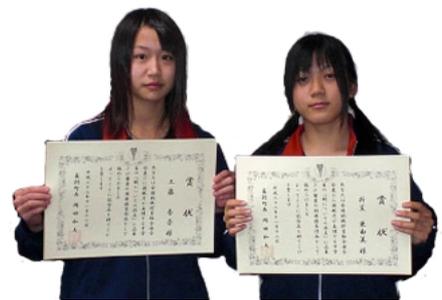
『学んだ税について』（幕別中学校3年 工藤香奈）

『税金の大切さ』（札内中学校3年 大内栄）

『税』（札内中学校3年 高石雄馬）

『税と私達の未来』（札内東中学校3年 小西美穂）

『税金で住みやすい未来を』（札内東中学校3年 平野瑞姫）



家屋を取り壊した時は家屋
滅失届が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋の状況に基づき課税します。家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税を翌年度から課税しませんので、お早めに「家屋滅失届」をご提出ください。「家屋滅失届」は、役場税務課、札内支所、糠内出張所、忠類総合支所住民課の窓口で受け取りになるか、町ホームページ内の「申請書ダウンロード・家屋滅失届」をご利用ください。

なお、家屋滅失登記（法務局届出）の済んでいる場合は、届け出の必要はありません。

◆問い合わせ先 税務課資産税係
(公)幕]54-6603・6604)

